

株式交付制度について

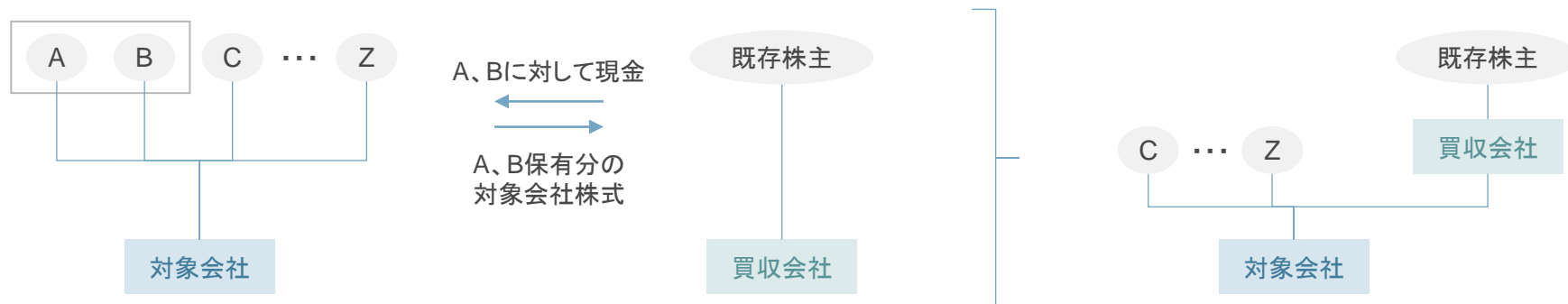
2022年4月

株式交付制度とは？

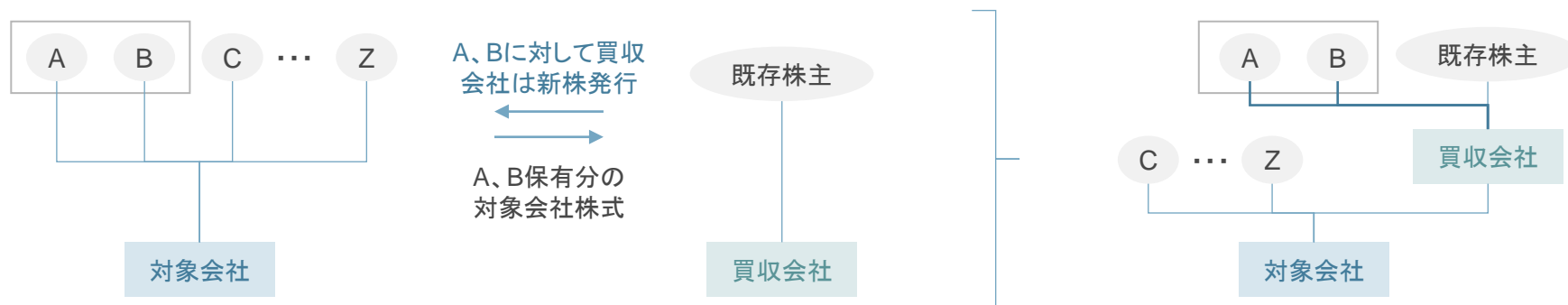
これまではターゲット企業の株式の一部取得は事実上現金対価で行われてきた

株式交付制度 = 自社の株式を対価として他の会社を子会社化する新たな手法

■ これまで: 現金対価での一部の株式の取得



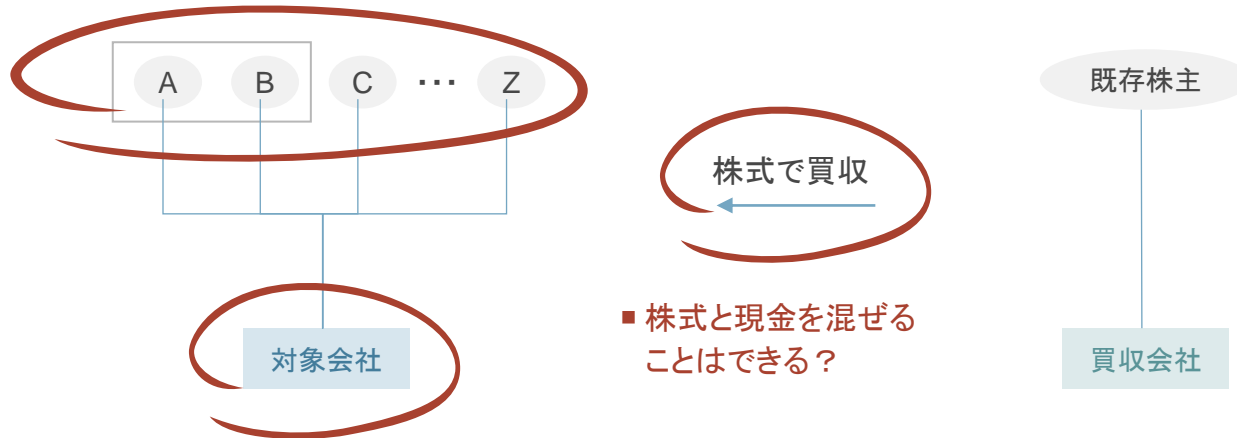
■ 株式交付制度: 株式対価での一部の株式の取得



背景・立法趣旨

登場人物別のポイント整理

- 株主が持分を手放したときに課税が生じる？
- 特定の株主を対象にした株式対価買収はできる？



- 対象会社において時価評価課税は生じないか？
- 株式評価額に対する取締役の責任は？

背景・立法趣旨

従来の会社法上、自社株式を対価として他の会社の株式を取得する方法は①株式交換や②現物出資に限られていたが、いずれにも課題があった

| | 株式交換 | 現物出資 | 株式交付 |
|--------------------------|---|-------------------|--|
| 部分買収 | 使えない(=100%化のみ) | 可 | 子会社化なら可 |
| 混合対価(一部現金を使う) | 可 | 不可 | 可 |
| 現物出資規制 (検査役調査・価格補填責任) | なし | あり ⁽¹⁾ | なし |
| 株主の課税 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 対価が親会社株式のみ: 課税なし ■ それ以外の場合: 株式譲渡損益全体について課税 | 株式の譲渡損益に課税 | 金銭対価が20%以下である限り、株式対価に相当する部分について株式譲渡損益について課税繰り延べ(現金対価部分は課税) |
| 対象会社の課税 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 税制適格: 課税なし ■ 非適格: 時価評価課税 | 課税なし | 課税なし |

注: (1) 産業競争力強化法上の認定に基づく特例。認定に際して機密情報を社外に開示することや事前相談に要する時間がスピード感に合わないという指摘があり、実例は1例のみ

利用における主なポイント

- 1 株式交付親会社は株式会社であること
 - 合同会社などの持分会社、外国会社・個人は含まない
- 2 株式交付子会社も株式会社であること
 - 合同会社などの持分会社、外国会社・個人は含まない → 海外企業買収には使えない
- 3 株式交付会社を新たに「子会社」にするために行うこと
 - 「子会社」は通常と異なり、議決権の過半数を有する会社に限る → マイノリティ取得には使えない
 - 既に株式交付親会社の「子会社」になっている場合(子会社株式の買い増し)には使えない
- 4 対価に必ず株式交付親会社の株式を含めること
 - その他財産との混同は可
- 5 株式交付親会社が上場会社の場合には原則有価証券届出書の提出が必要
- 6 株式交付子会社が上場会社の場合には原則公開買付けが必要
 - ターゲット企業が非上場企業の場合には、割当自由の原則により誰の持分を買い取るかを自由に決定できる
 - ターゲット企業が上場会社の場合には公開買付け規制の適用があり、買付予定数の上限を超える応募があった場合にはあん分比例方式による買い付けとなる(いわゆるプロラタ計算がなされる)
- 7 スケジュールは最短で1か月 + 数営業日(次頁詳説)

株式交付の会社法の手続

(債権者保護手続がある場合)最短で1か月 + 数営業日

① 株式交付計画の作成

③ 株式交付親会社の株主・債権者保護のための手続

- 事前開示書類の備置
- 株主総会の承認
- 株主宛通知・公告
- 債権者保護手続

- 事前開示書類の備置
- 事後開示書類の備置

通知

申込み

割当通知

給付

総数譲渡し、契約で省略可能

② 株式交付子会社の株主等による応募等の手続

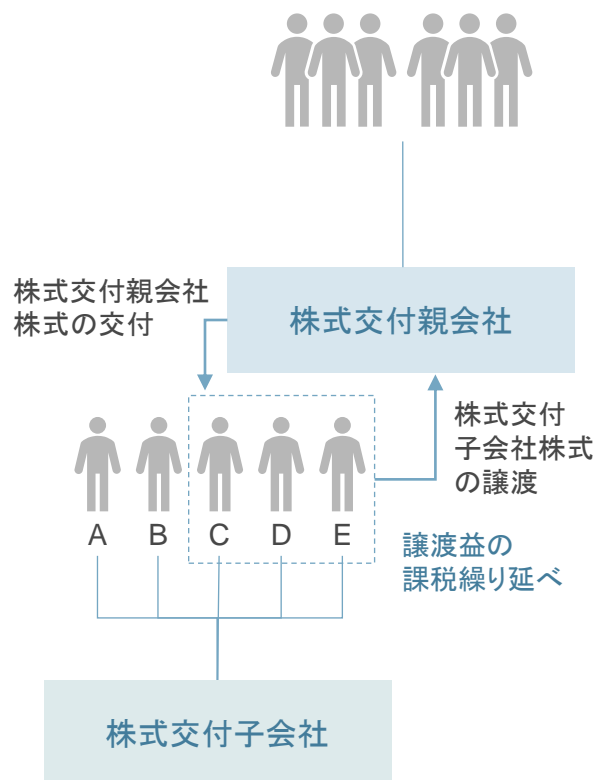
効力発生日

活用例：二段階買収の手法として用いる

株式交付により50%超を取得することにより、二段階目の株式交換の税制適格要件を満たしやすくする

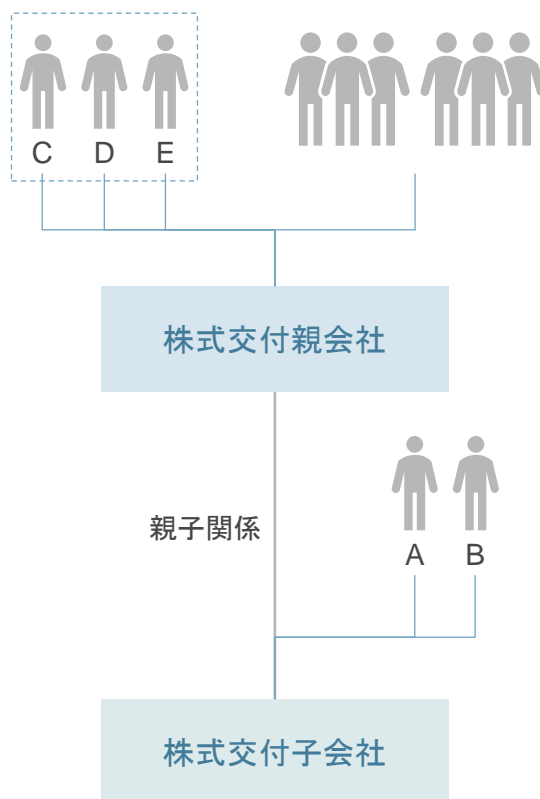
非適格株式交換を回避する手法として活用

一段階目（株式対価TOBの実施）



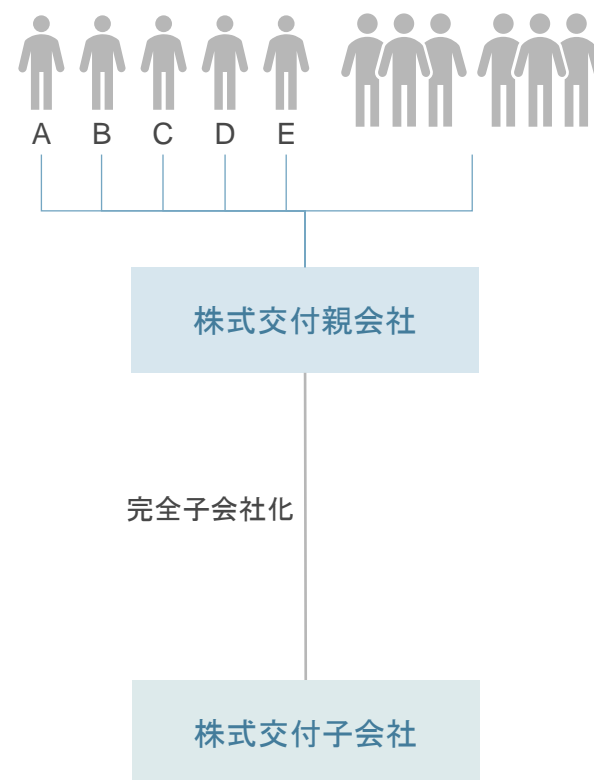
株式対価TOBの実施後

- 適格要件である議決権50%を確保しつつ株式交換の決議要件となる議決権の3分の2を獲得



二段階目（適格株式交換の実施後）

- 企業グループ内組織再編として課税の繰延べを活用+株式交換により株式交付子会社を完全子会社化



(参考)M&A手法と課税関係の整理

令和3年度税制改正後のM&A(主に株式買収)手法別比較

| | 組織再編 税制 | 対象会社 | | 対象会社株主 | | | 買い手 |
|-------------------|------------|----------------------|-------------------|--------|-------------------|---------|--------------------|
| | | 資産時価 評価課税 | のれん時価 評価課税 | 現金対価 | 株式対価 | | 節税効果 |
| | | | | | 譲渡損益課税 | みなし配当課税 | |
| 株式譲渡 | 対象外 | — | — | 課税 | — | — | 準備金制度 (中小企業者限定) |
| 株式交換等 (完全子会社化) | 適格 | 無し | 無し | 課税 | 繰延べ | — | 無し? |
| | 非適格 | 課税 | 無し ⁽¹⁾ | 課税 | 繰延べ | — | 無し? |
| 株式交付 (子会社化) | 対象外 | — | — | 課税 | (現金が20%未満) 繰延べ | — | 無し? |
| 【参考】 吸収合併 | 適格 | (譲渡損益課税)繰延べ | | 課税 | 繰延べ | 無し | 無し |
| | 非適格 | 譲渡損益課税 (のれん部分を含む) | | 課税 | 繰延べ | 有り | 資産調整勘定 の損金算入 |

注: (1) 帳簿価額10百万円未満の資産は時価評価対象外

(参考) 株式交換等の税制適格要件

| | グループ内再編 | | 共同事業再編 (0%～50%以下) |
|----------------------|---|---|--|
| | 2/3超100%未満 | 50%超2/3以下 | |
| 金銭等不交付要件 | 無し(金銭交付可) | 完全親会社株式又は完全親会社の100%親法人株式等のいずれか一方のみを交付 | |
| 従業員引継要件 | 完全子法人の従業者の概ね80%以上が引き続き業務に従事することが見込まれていること | | |
| 事業継続要件 | 完全子法人の主要な事業が引き続き営まれることが見込まれていること | | |
| 事業関連性要件 | — | — | 完全子法人の主要な事業と完全親法人の事業が関連すること |
| 規模要件 又は 経営参画要件 | — | — | 規模(売上高、従業者数等)が概ね1:5の範囲内にあること 又は 完全子法人の常務以上の役員(特定役員)の全てが株式交換に伴って退任しないこと |
| 完全子法人株主の 株式継続保有要件 | — | — | 完全子法人の発行済株式総数の50%超を保有するグループ内の株主が、交付を受けた完全親法人株式の全部を継続保有することが見込まれていること |
| 完全親法人の 株式継続保有要件 | — | <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; display: inline-block;">グループ関係は再編後も継続することが見込まれていることが必要</div> 株式交換後に完全親法人と完全子法人との間に、完全親法人が完全子法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係が継続することが見込まれていること | |

本プレゼンテーションは、フーリハン・ローキー株式会社（以下「フーリハン・ローキー」又は「弊社」という。）が貴社（以下「貴社」又は「受領者」という。）の為に、貴社内部限りの利用を前提として作成したものです。本プレゼンテーションは、貴社により今後実行される可能性のある一つ又は複数の取引について予備的な評価をする際の補助とすることを目的として作成されたものであり、本プレゼンテーションの内容の一部又は全部を公表する権利、また、いかなる第三者に対しても開示する権利も受領者に付与するものではありません。本プレゼンテーションは、貴社と協議する際の資料としての使用の為にのみ作成されたもので、弊社による口頭説明によって補完され、かつ、その説明との関連においてのみ考察されるべきものです。弊社の事前の書面による同意なしに、本プレゼンテーション及びその内容を他のいかなる目的にも使用することはできません。

弊社は、公共の情報源から入手した情報、その他弊社が独自に入手・検討した情報が、全て正確かつ完全であることを前提とし作成されたものであり、当該情報は、受領者が本取引を進めるか否かを評価するために必要とする可能性のあるすべての情報を含むとは限りません。フーリハン・ローキーならびにその役員、取締役、従業員、代理人および関係者は、本プレゼンテーションに含まれる情報（将来の予測、事業の推測、見込みまたは利益に関する成果または合理性を含む。）または受領者もしくはそのアドバイザーに対して書面もしくは口頭で提供されるその他一切の情報の正確性、完全性、クオリティ、妥当性または適切性に関し、現在または将来において、明示的にも黙示的にも表明または保証を行わず、義務または責任を負わず、かつ、それらの一切の責任は明示的に免責されます。本プレゼンテーションに含まれる一切の情報に関し、フーリハン・ローキーは独自の検証を行っていません。

本プレゼンテーションの内容は、法律、税務、規制、会計または投資に関する助言または勧告として解釈してはならないものとします。いかなる受領者も、本取引に関する法的事項その他の関連事項に関し、独自のカウンセル、税務アドバイザーおよび財務アドバイザーと相談すべきです。本プレゼンテーションは、すべての情報を網羅することを意図しておらず、また、貴社が必要とする可能性のあるすべての情報を含むことを意図していません。

フーリハン・ローキー株式会社

〒100-6230 東京都千代田区丸の内 1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

+81 3 6212 7100

CORPORATE FINANCE
FINANCIAL RESTRUCTURING
FINANCIAL AND VALUATION ADVISORY

HL.com